ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

2025年6月27日

【発　行　者　名】	ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　金子　正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目 11 番 1 号
【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】	該当事項はありません

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社

※課税上は株式投資信託として取り扱われます。

※本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書であり、
投資者の請求により交付される請求目論見書です。

１．この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「ＨＳＢＣ　ＢＩＣｓオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 6 月 26 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は 2025 年 6 月 27 日に生じています。

２．この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

３．当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

４．当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

※本請求目論見書は、有価証券届出書の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」ならびに「第三部 委託会社等の情報　第１ 委託会社等の概況」の内容を記載したものです。また、本請求目論見書の巻末に、約款を添付しております。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

※上記金額には、購入時の手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

＊「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「（12）その他」に記載の＜照会先＞にお問い合わせください。その他、原則として計算日（基準価額が算出される日）の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ＢＩＣｓ株」の略称で掲載されます。

（５）【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年6月27日から2025年12月25日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12)その他」に記載の＜照会先＞へお問い合わせください。

※販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

（９）【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社の定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額となります。

（10）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の国・地域における発行はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿(振替口座簿)への記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

＜照会先＞

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主として、投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※以下、ブラジル連邦共和国を「ブラジル」、インド共和国を「インド」、中華人民共和国を「中国」といいます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」* に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1）単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2）投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3）投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1）投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、投資信託証券への投資を通じて株式に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

2）決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3）投資対象地域による属性区分

「エマージング」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4）投資形態による属性区分

「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

5）為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. BICs（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等に投資します。

▶ B（ブラジル）、I（インド）、C（中国）の株式等にそれぞれ投資する投資対象ファンド（投資信託証券）への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・BICs諸国の企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR（米国預託証書）やGDR（グローバル預託証書）　等 ※預託証書とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

▶ 下記投資対象ファンド（投資信託証券）に概ね均等に投資します。

・HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity（以下、「HSBC GIF ブラジル株式」）
・HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity（以下、「HSBC GIF インド株式」）
・HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity（以下、「HSBC GIF 中国株式」）

※投資対象ファンド（投資信託証券）は、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。また、BICs諸国の株式等を主要投資対象とするETF（上場投資信託）にも投資することがあります。

投資対象ファンドの詳細については、後掲の≪参考情報≫ 当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要をご覧ください。

▶ 投資プロセス

ポートフォリオ構築

選定された投資対象ファンドへの配分比率が均等となるように資金を配分

リバランス

時価変動等により、資産配分比率が均等比率から一定以上乖離した場合はリバランスを実施

2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

・ＨＳＢＣアセットマネジメントに加え、ＨＳＢＣグループ内の情報ソースを活用します。

≪ＨＳＢＣグループおよびＨＳＢＣアセットマネジメント≫

▶ ＨＳＢＣグループの持株会社であるＨＳＢＣホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。ＨＳＢＣグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる58の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。

▶ 委託会社が属するＨＳＢＣアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、ＨＳＢＣグループにおける資産運用部門の総称です。ＨＳＢＣアセットマネジメントは20の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は2024年12月末現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。）

（２）【ファンドの沿革】

2005年9月30日　信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

2023年2月 3日　当ファンドの実質的な投資対象を「ＢＲＩＣｓ（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国の株式等」から「ＢＩＣｓ（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等」に変更し、ファンドの名称を「ＨＳＢＣ ＢＲＩＣｓ オープン」から「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン」に変更。

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

※ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

（注）損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

※ＥＴＦは上記の仕組み図では省略しております。

②関係法人の概要

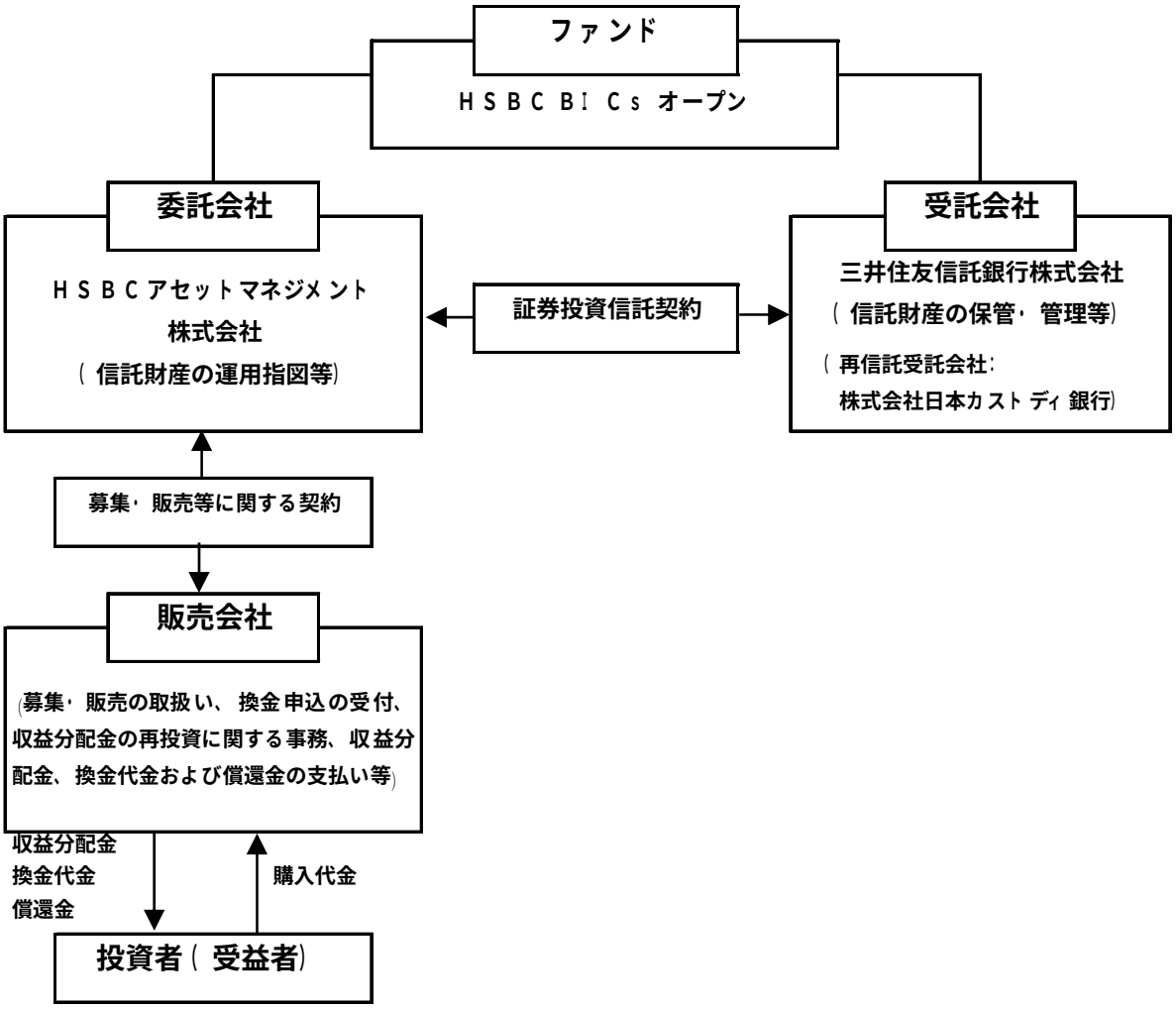

＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概要＞

１）受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。

２）販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

１）資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

２）会社の沿革

1985年 5月27日	ワードレイ投資顧問株式会社設立
1987年 3月12日	投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1994年 2月17日	エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
1998年 4月24日	エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 6月16日	証券投資信託委託業の認可
2003年 3月 1日	ＨＳＢＣアセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 4月25日	ＨＳＢＣ投信株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引業の登録
2021年11月 1日	ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社に商号変更

３）大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	所有比率（%）
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド	香港クィーンズロード・セントラル1番地	2,100	100.00

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視し行います。

選定基準①

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準②

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

②投資態度

１）主に、ＢＩＣｓ（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、ＢＩＣｓ諸国の株式等を主要投資対象とするＥＴＦ（上場投資信託）にも投資することがあります。

２）上記１）の投資信託証券への投資にあたっては、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ ブラジル株式」、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ インド株式」、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ 中国株式」に概ね均等に投資します。

３）投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

４）外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

５）投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。

６）償還準備に入った場合、大量の追加設定または解約による資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) 金銭債権

(c) 約束手形

２）特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

(a) 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「ＨＳＢＣ ＧＩＦ ブラジル株式」、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ インド株式」、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ 中国株式」のほか、次の１）から15）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）国債証券

２）地方債証券

３）特別の法律により法人の発行する債券

４）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

５）コマーシャル・ペーパー
６）外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１）から５）までの証券または証書の性質を有するもの
７）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
８）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
９）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10）＜削除＞
11）外国法人が発行する譲渡性預金証書
12）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15）外国の者に対する権利で前記14）の有価証券の性質を有するもの

なお、前記１）から４）までの証券および６）の証券または証書のうち、１）から４）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、７）の証券及び８）の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図ができます。

１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で前記５）の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記１）から６）までに掲げる金融商品、前記①の１）の(b)から(c)までに掲げる特定資産および前記①の２）の(a)に掲げる資産により運用することの指図ができます。

≪参考情報≫　当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity （ＨＳＢＣ ＧＩＦ ブラジル株式）
シェアクラス	クラスＪ１Ｃ
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	ブラジルの株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目的とします。
主な投資対象	ブラジルの株式等（ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー＊	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	ＨＳＢＣグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

ファンド名	ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity （ＨＳＢＣ ＧＩＦ インド株式）
シェアクラス	クラスＪ１Ｃ
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	インドの株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限の獲得を目的とします。
主な投資対象	インドの株式等（ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	ＨＳＢＣグローバル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド

ファンド名	ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity （ＨＳＢＣ ＧＩＦ 中国株式）
シェアクラス	クラスＪ１Ｃ
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	中国の株式を主要投資対象とし、中長期的な資産の成長を目的とします。
主な投資対象	中国の株式等（ヘッジ目的でデリバティブ取引を行う場合があります。）
決算日	年1回（毎年3月31日）
分配方針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	ＨＳＢＣグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

＊HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

※上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

（注）上記の内容は本書提出日現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

上記のほか、BICs諸国の株式等を主要投資対象とするＥＴＦ(上場投資信託)にも投資することがあります。

（３）【運用体制】

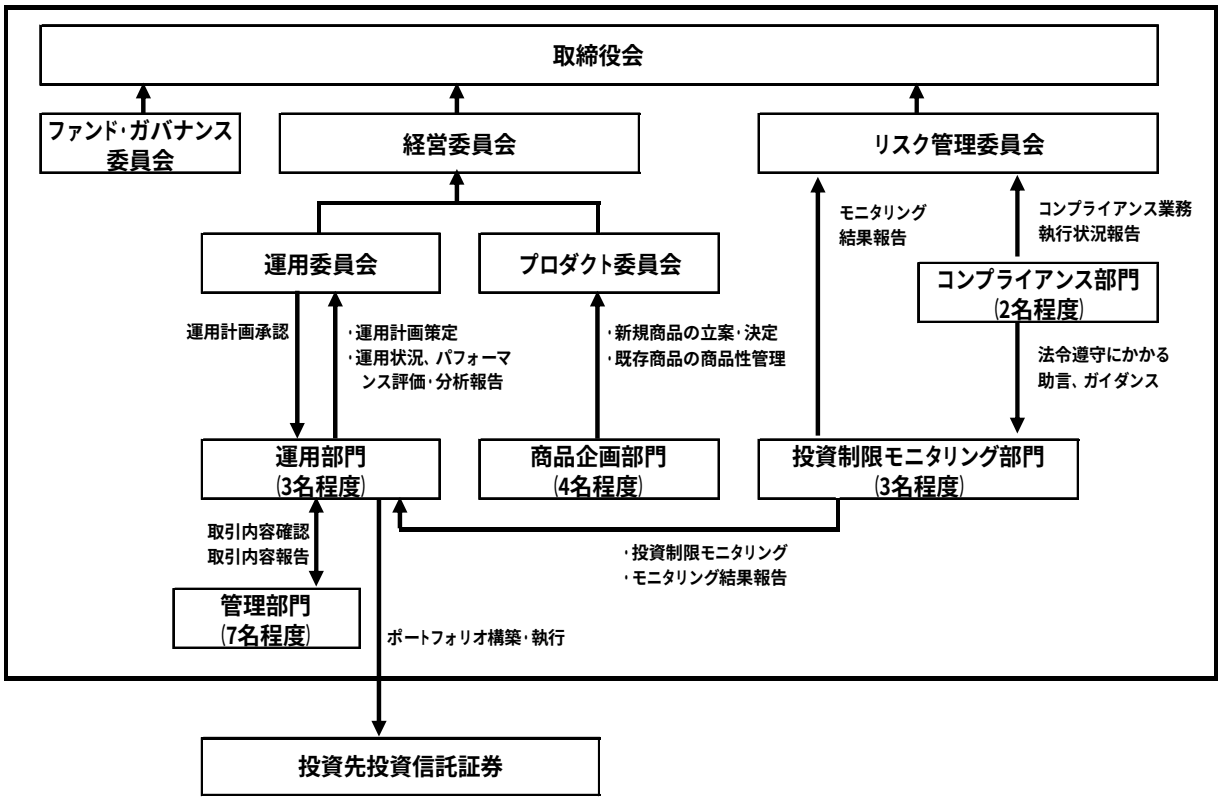

■当ファンドの運用

委託会社は、投資方針に基づき、投資する投資信託証券を選定し、投資信託証券を通じてファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

■当ファンドの運用管理体制

運用部門は、投資信託証券に投資することにより、運用します。運用部門は、管理部門からの取引報告をもとに運用内容のチェックを行います。投資ガイドライン（法令・社内ルールを含む）の遵守状況については、運用部門から独立した投資制限モニタリング部門が、売買発注システム等を利用して日々モニタリングを行い、ガイドライン違反等で是正が必要と認められた場合には、運用部門に対して必要な措置を講じるよう求めます。なお、運用の内容や違反等において法令遵守に関する確認が必要な場合には、コンプライアンス部門から適切にガイダンスを得たうえで対応を行います。投資ガイドラインのモニタリング状況は定期的にリスク管理委員会等に報告され、委託会社においてモニタリング状況の組織的なレビューを行っています。

■運用体制の監督機関

・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

・リスク管理委員会

ファンド運営上のリスクマネジメント、コンプライアンス、法令遵守体制等のチェックを行います。

・ファンド・ガバナンス委員会

公募ファンドに関連する規制あるいは制度が新たに導入、または変更された場合、既存のプロセスあるいは当該規制・制度に対して新たに発生するプロセスの中に重大なリスクが潜在していると考えられる時、そのリスクを回避する方法を提案、討議、決議します。

■受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領します。

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

＜HSBCアセットマネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、委託会社が属するHSBCアセットマネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。

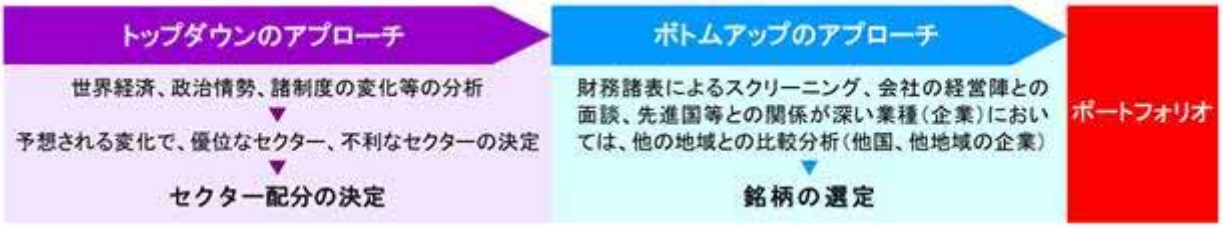

※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

年1回の決算時（毎年9月29日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行い

ます。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

１）信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合は、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜分配金に関する留意点＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）投資信託証券以外への投資は投資信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。

３）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

４）株式への直接投資は行いません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得ができるものとします。

６）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7）外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

8）資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないものとします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

9）信用リスク集中回避のための投資制限

前記１）から８）までの記載にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は、以下のとおりです。

1）同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2）デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り

込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。
当ファンド（投資先投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。
①基準価額の変動リスク
1）株価変動リスク
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
2）信用リスク
株式および債券等の有価証券の発行企業が、経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があり、基準価額の下落要因となります。
3）為替変動リスク
外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
4）流動性リスク
急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。
5）カントリーリスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。
新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。
6）投資対象国における税制変更にかかるリスク
投資対象国によっては、非居住者の有価証券投資に対して金融取引税が課されたり、保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されたりすることがあります。将来、こうした投資対象国の税制が変更された場合など、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。
7）換金資金の流出に伴うリスク
短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため保有有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
②投資対象ファンドにかかわる留意点
1）投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
2）投資対象ファンドの運用方針は、変更される可能性があります。
3）投資対象ファンドでは、デリバティブ取引を行うことがあります。
③その他の留意点
1）ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用

はありません。

2）ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

3）当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

4）法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。

5）収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

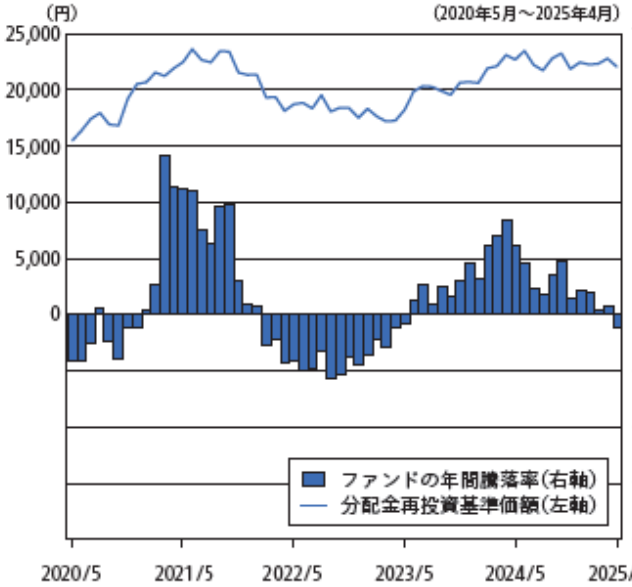

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

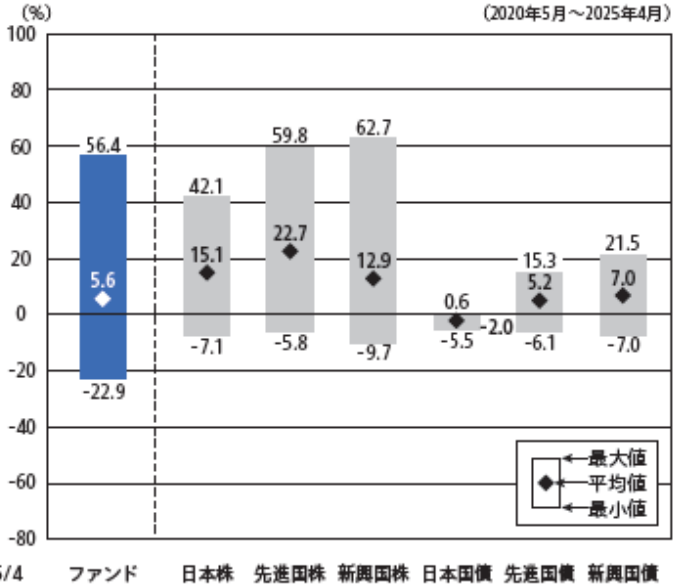

(注)分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(注)グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について〉

各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
先進国株：MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

○東証株価指数(TOPIX)（配当込み）
東証株価指数(TOPIX)（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

○MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

○NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

○FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

（２）運用リスクに対する管理体制

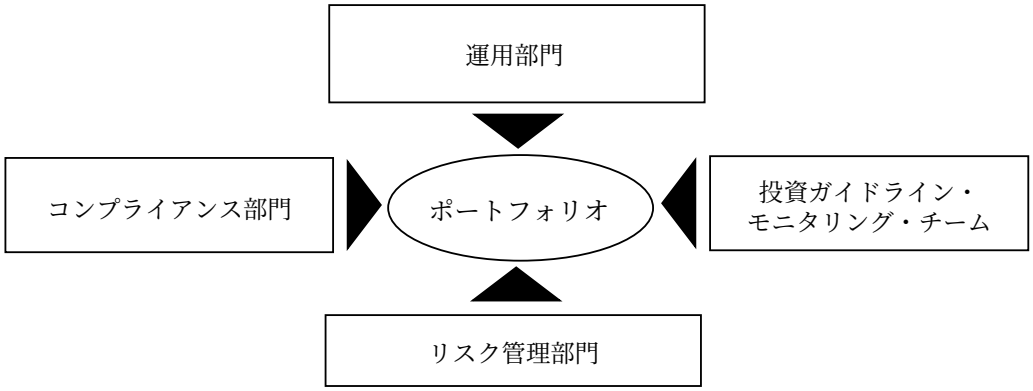

運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、ＨＳＢＣグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。
以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。
※運用リスクの管理については、ＨＳＢＣアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（３）流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85％（税抜3.50％）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。
当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。
お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。
購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

①運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.43%（税抜年1.30%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

②信託報酬の支払い

上記①の信託報酬（信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.50%	年0.75%	年0.05%	年1.30%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドの負担は年0.60%*程度となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

＜参考＞

「ＨＳＢＣ ＧＩＦ ブラジル株式」、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ インド株式」、「ＨＳＢＣ ＧＩＦ 中国株式」

マネジメントフィー	年0.60%

（注）ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。

投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年2.03%（税抜年1.90%）*程度となります。

* 本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①有価証券等の売買委託手数料

②保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

⑤その他の諸費用

１）投資信託振替制度にかかる手数料および費用

２）印刷業者等に支払う以下の費用

・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成および提出にかかる費用

・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用

・投資信託及び投資法人に関する法律第14条に規定する運用状況に係る情報の作成、印刷、交付および提供等にかかる費用

３）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4）その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、投資信託約款の作成および届出、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記⑤記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年0.20%（税込）を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他の諸費用の年率を見直し、年0.20%（税込）を上限としてこれを変更することができます。

（参考）当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該投資信託証券において支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

・組入有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

※投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

①個別元本について

1）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2）受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3）ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

4）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

≪個人の受益者に対する課税≫

1）収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。

2）換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率となります。

3）換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度（愛称：「NISA(ニーサ)」）をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

≪法人の受益者に対する課税≫

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税*のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注）上記の内容は2025年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年9月30日～2024年9月30日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.42%	1.42%	1.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を、対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
※投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。
※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

5【運用状況】

以下は2025年4月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	ルクセンブルク	5,604,794,218	99.80

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	10,987,144	0.20
合計(純資産総額)		5,615,781,362	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ＨＳＢＣ ＧＩＦ ブラジル株式	1,307,674.704	1,531.19	2,002,305,973	1,501.68	1,963,721,777	34.97
2	ルクセンブルク	投資証券	ＨＳＢＣ ＧＩＦ インド株式	968,008.769	2,116.26	2,048,560,784	1,956.48	1,893,897,646	33.72
3	ルクセンブルク	投資証券	ＨＳＢＣ ＧＩＦ 中国株式	1,248,966.147	1,367.24	1,707,644,341	1,398.89	1,747,174,795	31.11

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	99.80
合計	99.80

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年4月末および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10計算期間末 (2015年 9月29日)	8,555	8,728	0.9916	1.0116
第11計算期間末 (2016年 9月29日)	8,845	9,003	1.1200	1.1400
第12計算期間末 (2017年 9月29日)	9,582	9,772	1.5141	1.5441
第13計算期間末 (2018年10月 1日)	8,501	8,674	1.4789	1.5089
第14計算期間末 (2019年 9月30日)	8,200	8,418	1.5026	1.5426
第15計算期間末 (2020年 9月29日)	6,793	6,946	1.3374	1.3674
第16計算期間末 (2021年 9月29日)	8,181	8,362	1.8071	1.8471
第17計算期間末 (2022年 9月29日)	5,492	5,613	1.3635	1.3935
第18計算期間末 (2023年 9月29日)	5,655	5,770	1.4663	1.4963
第19計算期間末 (2024年 9月30日)	5,921	6,028	1.6490	1.6790
2024年 4月末	6,231	―	1.7018	―
5月末	6,085	―	1.6723	―
6月末	6,264	―	1.7301	―
7月末	5,902	―	1.6375	―
8月末	5,754	―	1.6004	―
9月末	5,921	―	1.6490	―
10月末	6,078	―	1.6831	―
11月末	5,691	―	1.5813	―
12月末	5,820	―	1.6243	―
2025年 1月末	5,727	―	1.6118	―
2月末	5,700	―	1.6152	―
3月末	5,807	―	1.6493	―
4月末	5,615	―	1.5968	―

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第10計算期間	2014年 9月30日～2015年 9月29日	0.0200
第11計算期間	2015年 9月30日～2016年 9月29日	0.0200
第12計算期間	2016年 9月30日～2017年 9月29日	0.0300
第13計算期間	2017年 9月30日～2018年10月 1日	0.0300
第14計算期間	2018年10月 2日～2019年 9月30日	0.0400
第15計算期間	2019年10月 1日～2020年 9月29日	0.0300
第16計算期間	2020年 9月30日～2021年 9月29日	0.0400
第17計算期間	2021年 9月30日～2022年 9月29日	0.0300
第18計算期間	2022年 9月30日～2023年 9月29日	0.0300
第19計算期間	2023年 9月30日～2024年 9月30日	0.0300

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第10計算期間	2014年 9月30日～2015年 9月29日	△22.8
第11計算期間	2015年 9月30日～2016年 9月29日	15.0
第12計算期間	2016年 9月30日～2017年 9月29日	37.9
第13計算期間	2017年 9月30日～2018年10月 1日	△0.3
第14計算期間	2018年10月 2日～2019年 9月30日	4.3
第15計算期間	2019年10月 1日～2020年 9月29日	△9.0
第16計算期間	2020年 9月30日～2021年 9月29日	38.1
第17計算期間	2021年 9月30日～2022年 9月29日	△22.9
第18計算期間	2022年 9月30日～2023年 9月29日	9.7
第19計算期間	2023年 9月30日～2024年 9月30日	14.5
第20中間計算期間	2024年10月 1日～2025年 3月31日	0.0

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第10計算期間	2014年 9月30日～2015年 9月29日	187,860,425	2,603,852,462	8,628,703,891
第11計算期間	2015年 9月30日～2016年 9月29日	214,099,636	944,757,709	7,898,045,818
第12計算期間	2016年 9月30日～2017年 9月29日	294,678,275	1,864,214,528	6,328,509,565
第13計算期間	2017年 9月30日～2018年10月 1日	265,266,681	844,964,561	5,748,811,685
第14計算期間	2018年10月 2日～2019年 9月30日	250,266,555	541,306,438	5,457,771,802
第15計算期間	2019年10月 1日～2020年 9月29日	343,346,388	721,204,152	5,079,914,038
第16計算期間	2020年 9月30日～2021年 9月29日	221,808,294	774,503,171	4,527,219,161
第17計算期間	2021年 9月30日～2022年 9月29日	121,986,797	620,855,068	4,028,350,890
第18計算期間	2022年 9月30日～2023年 9月29日	100,150,088	271,619,848	3,856,881,130
第19計算期間	2023年 9月30日～2024年 9月30日	95,589,855	361,802,659	3,590,668,326
第20中間計算期間	2024年10月 1日～2025年 3月31日	69,520,318	139,128,502	3,521,060,142

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考情報）運用実績

（2025年4月末現在）基準価額：15,968円／純資産総額：56億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移

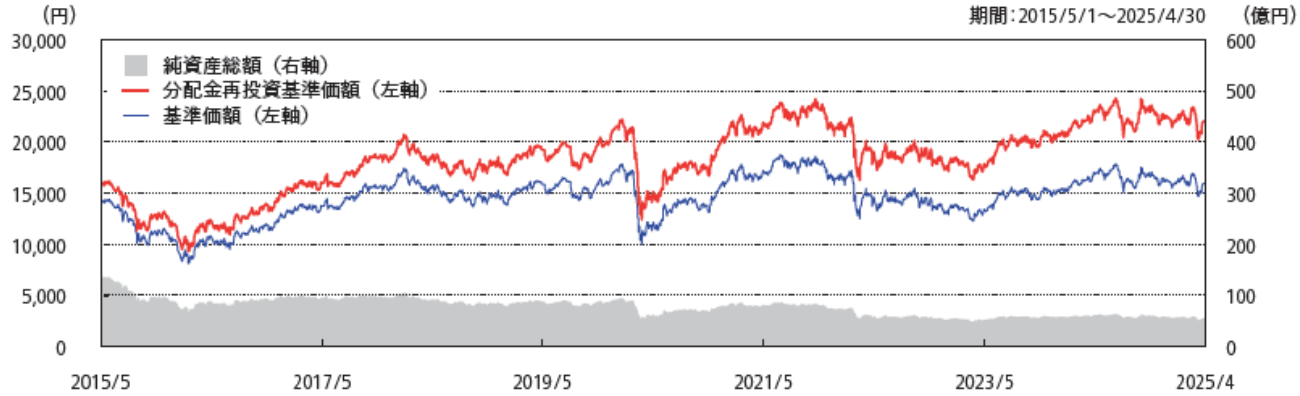

注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額（1万口当たり）は税引前分配金を再投資したものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第19期（2024年9月）	300円
第18期（2023年9月）	300円
第17期（2022年9月）	300円
第16期（2021年9月）	400円
第15期（2020年9月）	300円
設定来累計	4,500円

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

組入ファンド

ファンド名	比率*1
ＨＳＢＣ GIF ブラジル株式	35.0%
ＨＳＢＣ GIF インド株式	33.7%
ＨＳＢＣ GIF 中国株式	31.1%
キャッシュ等	0.2%

*1 当ファンドの純資産総額に対する比率です。

④ 年間収益率の推移

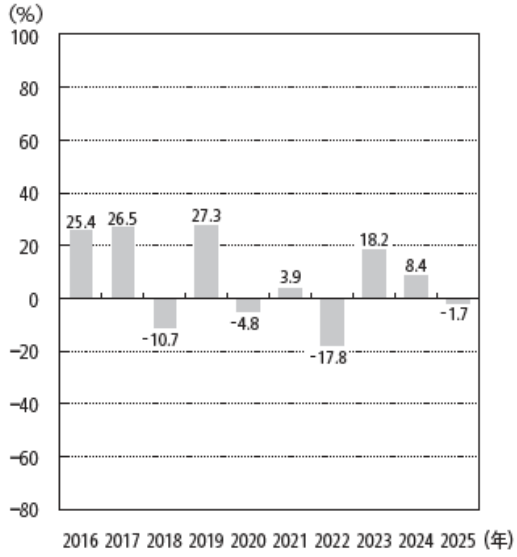

・当ファンドはベンチマークを設けていません。
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
・2025年は、年初から4月末までの騰落率です。

（ご参考）組入ファンドの主要な資産の状況

セクター別組入比率*2

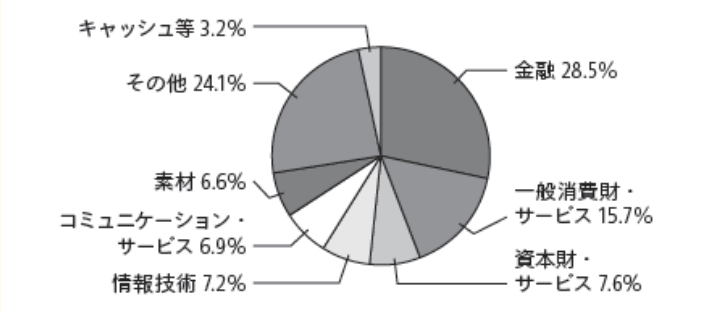

*2 セクター別組入比率は、ＨＳＢＣ GIF ブラジル株式、ＨＳＢＣ GIF インド株式、ＨＳＢＣ GIF 中国株式を通じて各セクターに投資されているものを、当ファンド信託財産の各ＨＳＢＣ GIF ファンド組入比率をもとに計算した参考値です。キャッシュ等は、当ファンドにて保有するキャッシュ部分に、各ＨＳＢＣ GIF ファンドのキャッシュ等の部分を加算しています。
表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。セクターは世界産業分類基準に基づきます。

ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

(ご参考)組入ファンドの主要な資産の状況

組入ファンドの組入上位銘柄

HSBC GIF ブラジル株式

順位	銘柄名	業種	比率
1	イタウ・ウニバンコ・ホールディング PN	銀行	8.6%
2	ヌー・ホールディングス	銀行	8.1%
3	ヴァーレ	素材	6.9%
4	サンパウロ州基礎衛生公社	公益事業	4.8%
5	アンベブ	食品・飲料・タバコ	4.8%
6	B3	金融サービス	4.7%
7	ウェグ	資本財	4.6%
8	バンコ BTG パクチュアル UNIT	金融サービス	4.6%
9	スザノ	素材	3.4%
10	ペトロブラス PN	エネルギー	3.4%
組入銘柄数			33

HSBC GIF インド株式

順位	銘柄名	業種	比率
1	HDFC 銀行	銀行	7.6%
2	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.3%
3	ICICI 銀行 ADR	銀行	4.8%
4	DLF	不動産管理・開発	4.5%
5	ラーセン・アンド・トゥブロ	資本財	4.2%
6	サン・ファーマシューティカル・インダストリーズ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.1%
7	ゴドレジ・コンシューマー・プロダクツ	家庭用品・パーソナル用品	3.7%
8	エターナル(旧ゾマト)	消費者サービス	3.6%
9	アクシス銀行	銀行	3.4%
10	ヴァルン・ビバレッジズ	食品・飲料・タバコ	3.4%
組入銘柄数			49

HSBC GIF 中国株式

順位	銘柄名	業種	比率
1	騰訊控股	メディア・娯楽	9.9%
2	アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス流通・小売り	9.4%
3	中国建設銀行(香港市場)	銀行	6.1%
4	小米集団	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.0%
5	併多多 ADR	一般消費財・サービス流通・小売り	3.4%
6	美団	消費者サービス	3.3%
7	網易	メディア・娯楽	3.1%
8	中国平安保険(集団)(香港市場)	保険	2.9%
9	中国工商銀行	銀行	2.8%
10	比亜迪	自動車・自動車部品	2.7%
組入銘柄数			72

※すべてのクラスを合算しています。
＊銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBCアセットマネジメント株式会社が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。優先株・普通株など、またそれらのADR・GDRは各々別銘柄として表記しています。なお、原則として優先株をPN、ユニット株をUNIT、新株予約権付証券・エクイティリンク証券をELNと注記しています。業種は世界産業分類基準に基づきます。

ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

※上記「③主要な資産の状況」については、投資家の利便性に資するため、銘柄の名寄せおよび業種等の編集を行っている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分（「申込締切時間」といいます。）までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（２）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」・・・・・・・・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（３）購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

（４）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（５）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.85%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）購入申込受付不可日

購入申込日がブラジル、インド、香港、イギリス（半休日を含む）の証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

（７）その他留意事項

①購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

２【換金（解約）手続等】

（１）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分（「申込締切時間」といいます。）までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（２）換金単位

販売会社によって異なります。

（３）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞にお問い合わせください。

＜照会先＞

委託会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（４）換金手数料・信託財産留保額

ありません。

（５）支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（６）換金申込受付不可日

換金申込日がブラジル、インド、香港、イギリス（半休日を含む）の証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行休業日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

（７）その他留意事項

①換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3)換金価額」に準じて計算された価額とします。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

②振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜当ファンドの主たる投資対象の評価方法＞

投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済

新聞朝刊に「ＢＩＣｓ株」の略称で掲載されます。
基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞へお問い合わせください。
＜照会先＞
ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp
電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】
該当事項はありません。

（３）【信託期間】
当ファンドの信託期間は無期限とします。
ただし、後記「⑸ その他　①信託の終了」の(a)、(g)、(h)および(j)に該当した場合には、信託を終了することができます。

（４）【計算期間】
原則として、毎年9月30日から翌年9月29日までとします。
ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】
①信託の終了
(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
(b) 委託会社は、前記（a）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
(c) 前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月（以下「1ヶ月」を意味します。）を下らないものとします。
(d) 前記（c）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の信託契約の解約をしません。
(e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
(f) 前記（c）から（e）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（c）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
(g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
(h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
(i) 前記（h）にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」の（d）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
(j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を

請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前記（a）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記（c）の一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の投資信託約款の変更を行いません。

(e) 委託会社は、当該投資信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（e）までの規定にしたがいます。

③公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載します。

※電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

④関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

⑤運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支

払いを開始します。
収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。
「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。
償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。
受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④反対者の買取請求権

委託会社が信託契約の解約または重大な約款の変更を行う場合において、受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。この場合、異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間（2023年9月30日から2024年9月30日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

（３）当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（４）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2024 年 12 月 6 日

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　奈良 将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープンの 2023 年 9 月 30 日から 2024 年 9 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープンの 2024 年 9 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 2023年9月29日現在	第19期 2024年9月30日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	229,919,152	-
コール・ローン	-	222,988,442
投資証券	5,585,623,764	5,853,999,770
未収利息	-	977
流動資産合計	5,815,542,916	6,076,989,189
資産合計	5,815,542,916	6,076,989,189
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	115,706,433	107,720,049
未払解約金	3,386,643	3,899,972
未払受託者報酬	1,563,229	1,676,502
未払委託者報酬	39,080,771	41,912,436
その他未払費用	608,985	644,388
流動負債合計	160,346,061	155,853,347
負債合計	160,346,061	155,853,347
純資産の部		
元本等		
元本	3,856,881,130	3,590,668,326
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,798,315,725	2,330,467,516
（分配準備積立金）	1,689,111,516	1,425,650,583
元本等合計	5,655,196,855	5,921,135,842
純資産合計	5,655,196,855	5,921,135,842
負債純資産合計	5,815,542,916	6,076,989,189

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 2022年9月30日 至 2023年9月29日	第19期 自 2023年9月30日 至 2024年9月30日
営業収益		
受取配当金	185,569	-
受取利息	-	3,461
有価証券売買等損益	430,002,153	1,120,406,786
為替差損益	176,150,159	△231,151,888
営業収益合計	606,337,881	889,258,359
営業費用		
支払利息	78,611	38,864
受託者報酬	3,055,304	3,273,792
委託者報酬	76,382,648	81,844,492
その他費用	2,301,009	2,437,273
営業費用合計	81,817,572	87,594,421
営業利益又は営業損失（△）	524,520,309	801,663,938
経常利益又は経常損失（△）	524,520,309	801,663,938
当期純利益又は当期純損失（△）	524,520,309	801,663,938
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,984,726	44,613,417
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,464,205,862	1,798,315,725
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,063,925	51,699,215
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,063,925	51,699,215
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,783,212	168,877,896
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,783,212	168,877,896
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	115,706,433	107,720,049
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,798,315,725	2,330,467,516

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 計算期間末日の取扱い 2024年9月29日が休日のため、信託約款第37条により、第19期計算期間末日を2024年9月30日としております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 2023年9月29日現在		第19期 2024年9月30日現在	
１．　受益権の総数	3,856,881,130口	１．　受益権の総数	3,590,668,326口
２．　1単位当たりの純資産の額		２．　1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4663円	1口当たり純資産額	1.6490円
(10,000口当たり純資産額)	(14,663円)	(10,000口当たり純資産額)	(16,490円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自　2022年9月30日 至　2023年9月29日			第19期 自　2023年9月30日 至　2024年9月30日	
	分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	87,097円	A　費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,713,036,870円	C　収益調整金額	1,633,952,544円
D	分配準備積立金額	1,804,730,852円	D　分配準備積立金額	1,533,370,632円
E	当ファンドの分配対象収益額	3,517,854,819円	E　当ファンドの分配対象収益額	3,167,323,176円
F	当ファンドの期末残存口数	3,856,881,130口	F　当ファンドの期末残存口数	3,590,668,326口
G	10,000口当たり収益分配対象額	9,120円	G　10,000口当たり収益分配対象額	8,820円
H	10,000口当たり分配金額	300円	H　10,000口当たり分配金額	300円
I	収益分配金金額	115,706,433円	I　収益分配金金額	107,720,049円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第18期 自　2022年9月30日 至　2023年9月29日	第19期 自　2023年9月30日 至　2024年9月30日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。	同左
金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動	同左

	リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。	
金融商品に係るリスクの管理体制	運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。 運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。 コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。 投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。 リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第18期 2023年9月29日現在	第19期 2024年9月30日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及	同左 同左

	び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券に関する注記）

第18期(2023年9月29日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△108,431,465
合計	△108,431,465

第19期(2024年9月30日現在)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	998,353,120
合計	998,353,120

（デリバティブ取引に関する注記）

第18期(2023年9月29日現在)

該当事項はありません。

第19期(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期(自 2022年9月30日 至 2023年9月29日)

該当事項はありません。

第19期(自 2023年9月30日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第18期 2023年9月29日現在		第19期 2024年9月30日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,028,350,890円	期首元本額	3,856,881,130円
期中追加設定元本額	100,150,088円	期中追加設定元本額	95,589,855円
期中一部解約元本額	271,619,848円	期中一部解約元本額	361,802,659円

(追加情報)

第18期(自 2022年9月30日 至 2023年9月29日)

当ファンドは2023年2月3日付で投資信託約款変更を行い、当ファンドの名称を「ＨＳＢＣ ＢＲＩＣｓ オープン」から「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン」に変更しました。ロシア株式等（ロシア企業が発行する株式（ADR（米国預託証書）及びGDR（グローバル預託証書）等を含みます。）、以下同じ。）への投資につきましては、ロシア市場への投資が出来ない状態が継続し、投資の正常化について見通しが立たない中、BRICs(ブラジル、

ロシア、インド、中国)4 ヶ国の株式等を主要投資対象とする当ファンドの運用方針の維持は困難となっております。そのため、投資信託約款の「運用の基本方針」に規定する主要投資対象を変更し、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)諸国からBICs(ブラジル、インド、中国)諸国の株式等へと変更し、主要投資対象からロシア株式等をはずして運用を行うことが、受益者の利益に資するものと判断し、所要の手続きを行ったものです。

なお、2023年2月3日付で当該事項につき金融庁長官に届出を行っております。

第19期(自 2023年9月30日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	HGIF BRAZIL EQUITY CLASS J1C	1,187,674.704	12,855,390.99	
		HGIF CHINESE EQUITY CLASS J1C	1,548,966.147	14,859,232.24	
		HGIF INDIAN EQUITY CLASS J1C	883,008.769	13,299,878.07	
米ドル小計			3,619,649.620	41,014,501.30 (5,853,999,770)	
合計				5,853,999,770 (5,853,999,770)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）です。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書です。

(注3)券面総額の数値は口数で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券	3銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」、「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」及び「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券として計上しております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓ オープン」が投資対象とする「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2024年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスＪ１Ｃの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日 科目	（2024年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	576,165,675
有価証券（取得価額）	568,898,938
投資にかかる評価損益	7,266,737
銀行預金	9,123,893
配当および未収利息	197,220
未収金	1,731,249
直物為替取引にかかる未収金	7,546,318
設定にかかる未収金	13,574,516
その他資産	2,585
資産計	608,341,456
負債	
当座借越	94,461
未払金	4,035,442
直物為替取引にかかる未払金	7,551,474
解約・分配にかかる未払金	14,416,852
その他負債	828,478
負債計	26,926,707
純資産額	581,414,749
2024年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	2,544,542.861
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	7.94

（2）附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
中国				
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	28,192,500	CNY	16,266,142	2.80
AGRICULTURAL BANK OF CHINA "H"	28,624,000	HKD	12,069,227	2.08
ALIBABA GROUP HOLDING	5,749,928	HKD	51,611,195	8.87
BAIDU	748,936	HKD	9,827,665	1.69
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE	34,068	CNY	1,409,348	0.24
BYD "H"	102,500	HKD	2,640,278	0.45
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION "H"	15,496,000	HKD	7,306,025	1.26
CHINA CONSTRUCTION BANK "H"	55,024,480	HKD	33,184,335	5.70
CHINA CONSTRUCTIONS BANKBANK	3,576,900	CNY	3,380,200	0.58
CHINA MERCHANTS BANK "H"	1,633,500	HKD	6,459,739	1.11
CHINA MOLYBDENUM	10,080,700	CNY	11,395,350	1.96
CHINA RESOURCES LAND	1,343,500	HKD	4,248,622	0.73
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL	353,700	CNY	2,580,523	0.44
CHINA TELECOM CORP "H"	35,430,000	HKD	18,967,948	3.26
CHINA YANGTZE POWER	2,250,500	CNY	7,737,850	1.33
CHINASOFT INTERNATIONAL	828,000	HKD	499,353	0.09

CITIC SECURITIES "A"	1,084,100	CNY	2,896,453	0.50
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY	340,962	CNY	8,905,881	1.53
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING	1,364,000	HKD	3,077,799	0.53
INNOVENT BIOLOGICS	1,022,500	HKD	4,925,381	0.85
JIANGSU HENGRUI MEDICINE	925,807	CNY	5,919,313	1.02
KUAISHOU TECHNOLOGY	898,100	HKD	5,628,581	0.97
KWEICHOU MOUTAI	96,254	CNY	22,662,164	3.90
LI AUTO	165,734	HKD	2,568,666	0.44
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY	233,775	CNY	962,277	0.17
MAXSCEND MICROELECTRONICS	273,780	CNY	3,806,241	0.65
MEITUAN DIANPING	303,470	HKD	3,753,413	0.65
MIDEA GROUP	611,078	CNY	5,460,213	0.94
NAURA TECHNOLOGY GROUP	138,800	CNY	5,889,847	1.01
NETEASE	1,304,115	HKD	27,127,231	4.67
PING AN INSURANCE	214,000	CNY	1,204,804	0.21
PING AN INSURANCE "H"	1,361,500	HKD	5,749,423	0.99
SHANGHAI SIYUAN ELECTRIC	294,400	CNY	2,371,510	0.41
SHENZHEN ENVICOOL TECHNOLOGY	265,300	CNY	1,118,838	0.19
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY "A"	550,700	CNY	4,589,262	0.79
SUNGROW POWER SUPPLY	278,250	CNY	3,973,103	0.68
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP	180,000	HKD	918,807	0.16
TENCENT HOLDINGS	1,485,700	HKD	57,670,547	9.91
TRIP COM GROUP	358,242	HKD	15,800,924	2.72
WILL SEMICONDUCTOR "A"	302,700	CNY	4,125,376	0.71
WUXI BIOLOGICS	658,500	HKD	1,203,170	0.21
XIAOMI	5,618,200	HKD	10,724,646	1.84
ZHEJIANG SANHUA	347,000	CNY	1,152,754	0.20
ZHEJIANG SHUANGHUAN DRIVELINE	847,504	CNY	2,706,403	0.47
ZHONGJI INNOLIGHT	662,500	CNY	14,179,569	2.44
ZIGIN MINING GROUP "A"	2,906,600	CNY	6,474,795	1.11
小計			427,131,191	73.46
香港				
BEIGENE	125,005	HKD	1,518,949	0.26
CHINA MOBILE	1,876,000	HKD	16,035,929	2.76
CHINA RESOURCES ENTERPRISES	518,000	HKD	2,385,999	0.41
CNOOC	10,939,000	HKD	25,326,256	4.36
小計			45,267,133	7.79
ルクセンブルク				
SAMSONITE INTERNATIONAL	311,400	HKD	1,177,729	0.20
小計			1,177,729	0.20
台湾				
HON HAI PRECISION INDUSTRIES	621,000	TWD	3,017,342	0.52
LARGAN PRECISION	26,000	TWD	1,974,159	0.34
MEDIATEK	96,000	TWD	3,479,619	0.60
QUANTA COMPUTER	144,000	TWD	1,259,862	0.22
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	1,553,000	TWD	37,316,450	6.41
小計			47,047,432	8.09
株式 合計			520,623,485	89.54
預託証書（DR）				
中国				
HUAZHU GROUP	72,781	USD	2,809,347	0.48
PINDUODUO	226,022	USD	26,374,507	4.54
TAL EDUCATION GROUP	494,514	USD	5,677,021	0.98
TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP	164,569	USD	1,857,984	0.32
小計			36,718,859	6.32
預託証書（DR） 合計			36,718,859	6.32
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			557,342,344	95.86
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
中国				
NEW ORIENTAL EDUCATION AND TECHNOLOGY	2,161,700	HKD	18,823,331	3.24
小計			18,823,331	3.24
株式 合計			18,823,331	3.24
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券 合計			18,823,331	3.24

財務諸表に対する注記
重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示
当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価
公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。
それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算
「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2024年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等
①マネジメントフィー
マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等
カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3)　一口当たり情報

2024年9月30日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,548,966.147
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	ＵＳＤ　9.593

※上記の一口当たり情報は、2024年9月30日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」の状況です。
なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

以下は「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓ オープン」が投資対象とする「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」を含む全てのクラスを合算した内容です。
ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2024年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスＪ１Ｃの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

（1）純資産計算書

対象年月日 科目	（2024年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	144,929,276
有価証券（取得価額）	138,637,685
投資にかかる評価損益	6,291,591
銀行預金	2,492,775
配当および未収利息	1,239,091
直物為替取引にかかる未収金	236,700
設定にかかる未収金	732,862
資産計	149,630,704
負債	
当座借越	11,028
直物為替取引にかかる未払金	237,433
解約・分配にかかる未払金	865,896
その他負債	312,211
負債計	1,426,568
純資産額	148,204,136
2024年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,775,338.594
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	11.44

（2）附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
ブラジル				
AMBEV	1,956,700	BRL	4,866,781	3.28
ATACADAO DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	1,259,900	BRL	3,453,332	2.33
B3 SA BRASIL BOLSA BALCAO	2,819,669	BRL	6,765,335	4.56
BANCO BTG PACTUAL	946,000	BRL	6,996,418	4.72
BANCO DO BRASIL	284,100	BRL	3,222,095	2.17
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS	386,000	BRL	3,211,044	2.17
COSAN INDUSTRIA COMERCIO	844,500	BRL	2,711,214	1.83
ENERGISA	283,100	BRL	2,702,304	1.82
GPS PARTICIPACOES E EMPREENDIMENTOS	625,200	BRL	2,561,727	1.73
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	2,588,238	BRL	1,944,197	1.31
INTER & CO	308,346	BRL	1,767,944	1.19
JBS	296,700	BRL	1,287,436	0.87
KLABIN	180,700	BRL	903,581	0.61
LOCALIZA RENT A CAR	474,165	BRL	5,212,874	3.52
LOJAS RENNER	504,110	BRL	1,709,052	1.15
NATURA & CO HOLDINGS	374,800	BRL	1,347,784	0.91
NU HOLDINGS	170,906	USD	2,049,163	1.38
PETRO RIO	594,200	BRL	5,749,040	3.88
PETROBRAS	342,800	BRL	2,610,609	1.76
RAIA DROGASIL	226,744	BRL	1,242,085	0.84
REDE D'OR SAO LUIZ	693,100	BRL	3,517,044	2.37
SABESP ON	331,900	BRL	5,642,012	3.81
SUZANO PAPEL E CELULOSE	460,900	BRL	5,889,296	3.97
TIM SA/BRAZIL	814,900	BRL	2,883,175	1.95
TOTVS	777,200	BRL	4,406,496	2.97
VALE	851,233	BRL	10,312,307	6.97
VIBRA ENERGIA	265,400	BRL	1,331,891	0.90

WEG	899,700	BRL	6,907,427	4.66
	小計		103,203,663	69.63
米国				
MERCADOLIBRE	1,561	USD	2,364,634	1.60
	小計		2,364,634	1.60
株式 合計			105,568,297	71.23
優先株				
ブラジル				
BANCO BRADESCO	3,027,314	BRL	8,690,853	5.86
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS "B"	514,300	BRL	4,773,577	3.22
GERDAU	886,290	BRL	3,920,141	2.65
ITAU INVESTIMENTOS	1,819,305	BRL	3,805,401	2.57
ITAU UNIBANCO BANCO MULTIPLO	1,184,100	BRL	8,184,887	5.52
PETROBRAS	1,157,899	BRL	8,623,722	5.82
	小計		37,998,581	25.64
優先株　合計			37,998,581	25.64
取引所で取引される譲渡可能有価証券　合計			143,566,878	96.87
投資信託				
ドイツ				
ISHARES MSCI BRAZIL UCITS	34,244	USD	1,362,398	0.92
	小計		1,362,398	0.92
投資信託　合計			1,362,398	0.92

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity - クラスＪ１Ｃ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2024年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積

み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2024年9月30日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,187,674.704
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	ＵＳＤ 10.824

※上記の一口当たり情報は、2024年9月30日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」の状況です。
なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

以下は「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓ オープン」が投資対象とする「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2024年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスＪ１Ｃの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日 科目	（2024年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	1,445,188,514
有価証券（取得価額）	884,393,526
投資にかかる評価損益	560,794,988
銀行預金	18,817,933
配当および未収利息	797,840
未収金	688,444
直物為替取引にかかる未収金	2,245,165
設定にかかる未収金	16,537,992
資産計	1,484,275,888
負債	
当座借越	186,272
未払金	385,571
直物為替取引にかかる未払金	2,242,869
解約・分配にかかる未払金	12,658,349
その他負債	55,719,812
負債計	71,192,873
純資産額	1,413,083,015
2024年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,609,125.239
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	13.04

(2) 附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
インド				
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	279,612	INR	21,311,562	1.51
ASIAN PAINTS	430,859	INR	14,706,368	1.04

AVENUE SUPERMARTS	245,864	INR	13,341,112	0.94
AXIS BANK	3,200,000	INR	40,179,131	2.84
BHARAT ELECTRONICS	8,500,000	INR	20,535,955	1.45
BHARTI AIRTEL	1,250,000	INR	18,413,717	1.30
BLUE STAR	640,903	INR	9,787,694	0.69
CADILA HEALTHCARE	1,500,000	INR	18,117,263	1.28
CONCORD BIOTECH	837,277	INR	15,267,298	1.08
DALMIA BHARAT	732,194	INR	17,050,215	1.21
DELHIVERY	1,200,000	INR	6,410,599	0.45
DLF	5,984,223	INR	64,360,758	4.55
ESCORTS LIMITED	393,489	INR	13,103,168	0.93
EXIDE INDUSTRIES	4,818,281	INR	17,594,286	1.25
FSN E-COMMERCE VENTURES	2,029,622	INR	3,941,096	0.28
GODREJ CONSUMER PRODUCTS	1,000,000	INR	15,009,142	1.06
HCL TECHNOLOGIES	932,028	INR	17,249,265	1.22
HDFC BANK	6,048,510	INR	105,004,499	7.43
HINDUSTAN UNILEVER	862,594	INR	23,419,139	1.66
ICICI BANK	2,337,458	INR	30,641,082	2.17
INDUSIND BANK	1,100,000	INR	20,482,599	1.45
INFOSYS	1,989,039	INR	35,726,505	2.53
JINDAL STAINLESS	1,019,355	INR	8,487,648	0.60
JINDAL STEEL & POWER	3,461,104	INR	35,238,709	2.49
LARSEN & TOUBRO	1,816,873	INR	81,994,285	5.80
LUPIN	1,000,000	INR	19,385,510	1.37
MAHINDRA & MAHINDRA	410,456	INR	9,455,707	0.67
MANKIND PHARMA	485,865	INR	13,403,122	0.95
MARUTI SUZUKI INDIA	159,293	INR	24,065,796	1.70
MULTI COMMODITY EXCHANGE OF INDIA	772,218	INR	31,013,716	2.19
ONGC	12,427,065	INR	39,939,747	2.83
PB FINTECH	1,400,000	INR	18,871,736	1.34
PHOENIX MILLS	723,814	INR	24,150,710	1.71
PI INDUSTRIES	591,818	INR	27,443,850	1.94
RELIANCE INDUSTRIES	3,053,129	INR	108,785,510	7.69
SBI CARDS AND PAYMENT SERVICES	2,788,990	INR	22,824,557	1.62
SBI LIFE INSURANCE	1,200,000	INR	21,585,684	1.53
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	459,895	INR	13,012,322	0.92
STATE BANK OF INDIA	3,000,000	INR	27,062,138	1.92
SUN PHARMACEUTICALS	2,900,000	INR	56,348,372	3.99
SUNDARAM FINANCE	50,000	INR	2,481,161	0.18
TATA CONSULTANCY SERVICE	216,350	INR	10,055,304	0.71
TATA MOTORS	1,929,144	INR	22,963,990	1.63
TATA TECHNOLOGIES	116,905	INR	1,430,572	0.10
TECH MAHINDRA	959,300	INR	14,355,713	1.02
TITAN INDUSTRIES	700,000	INR	31,908,636	2.26
TVS MOTOR COMPANY	500,000	INR	12,900,393	0.91
ULTRATECH CEMENT	296,074	INR	34,608,913	2.45
UNITED SPIRITS	600,000	INR	8,159,827	0.58
VARUN BEVERAGES	582,227	INR	9,763,528	0.69
ZOMATO	15,186,629	INR	33,158,300	2.35
小計			1,306,507,909	92.46
米国				
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	286,438	USD	21,099,023	1.49
小計			21,099,023	1.49
株式 合計			1,327,606,932	93.95
預託証書（DR）				
インド				
HDFC BANK	52,652	USD	2,937,982	0.21
ICICI BANK	2,121,631	USD	56,095,923	3.96
INFOSYS	2,842,234	USD	51,089,156	3.62
小計			110,123,061	7.79
預託証書（DR）　合計			110,123,061	7.79
取引所で取引される譲渡可能有価証券　合計			1,437,729,993	101.74
投資信託				
アイルランド				

HSBC GLOBAL LIQUIDITY FUND	7,458,521	USD	7,458,521	0.53
	小計		7,458,521	0.53
投資信託　合計			7,458,521	0.53

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2024年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3)　一口当たり情報

2024年9月30日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	883,008.769
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	ＵＳＤ　15.062

※上記の一口当たり情報は、2024年9月30日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2025 年 6 月 6 日

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　奈良 将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープンの 2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープンの 2025 年 3 月 31 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務

諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第19期計算期間末 2024年9月30日現在	第20期中間計算期間末 2025年3月31日現在
資産の部		
流動資産		
預金	-	16,863,613
金銭信託	-	38,070
コール・ローン	222,988,442	55,691,520
投資証券	5,853,999,770	5,782,564,344
未収利息	977	534
流動資産合計	6,076,989,189	5,855,158,081
資産合計	6,076,989,189	5,855,158,081
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	107,720,049	-
未払解約金	3,899,972	4,833,555
未払受託者報酬	1,676,502	1,605,674
未払委託者報酬	41,912,436	40,141,863
その他未払費用	644,388	1,193,822
流動負債合計	155,853,347	47,774,914
負債合計	155,853,347	47,774,914
純資産の部		
元本等		
元本	3,590,668,326	3,521,060,142
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,330,467,516	2,286,323,025
（分配準備積立金）	1,425,650,583	1,371,254,326
元本等合計	5,921,135,842	5,807,383,167
純資産合計	5,921,135,842	5,807,383,167
負債純資産合計	6,076,989,189	5,855,158,081

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期中間計算期間 自　2023年9月30日 至　2024年3月29日	第20期中間計算期間 自　2024年10月 1 日 至　2025年 3 月31日
営業収益		
受取利息	45	58,810
有価証券売買等損益	591,160,845	△236,842,781
為替差損益	63,866,526	280,012,265
営業収益合計	655,027,416	43,228,294
営業費用		
支払利息	38,864	-
受託者報酬	1,597,290	1,605,674
委託者報酬	39,932,056	40,141,863
その他費用	1,518,751	1,470,242
営業費用合計	43,086,961	43,217,779
営業利益又は営業損失（△）	611,940,455	10,515
経常利益又は経常損失（△）	611,940,455	10,515
中間純利益又は中間純損失（△）	611,940,455	10,515
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	18,548,467	△1,173,840
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,798,315,725	2,330,467,516
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,279,537	44,980,222
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	38,279,537	44,980,222
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,837,746	90,309,068
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,837,746	90,309,068
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,319,149,504	2,286,323,025

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
３．その他中間財務諸表作成のための重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 計算期間末日の取扱い 2024年9月29日が休日のため、信託約款第37条により、第19期計算期間末日を2024年9月30日としております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第19期計算期間末 2024年9月30日現在	第20期中間計算期間末 2025年3月31日現在
１．　受益権の総数 3,590,668,326口	１．　受益権の総数 3,521,060,142口
２．　1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6490円 (10,000口当たり純資産額)　(16,490円)	２．　1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6493円 (10,000口当たり純資産額)　(16,493円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期中間計算期間(自2023年9月30日　至2024年3月29日)

該当事項はありません。

第20期中間計算期間(自2024年10月1日　至2025年3月31日)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	第19期計算期間末 2024年9月30日現在	第20期中間計算期間末 2025年3月31日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第19期計算期間末(2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

第20期中間計算期間末(2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

（単位：円）

第19期計算期間末 2024年9月30日現在		第20期中間計算期間末 2025年3月31日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,856,881,130円	期首元本額	3,590,668,326円
期中追加設定元本額	95,589,855円	期中追加設定元本額	69,520,318円
期中一部解約元本額	361,802,659円	期中一部解約元本額	139,128,502円

（参考）

当ファンドは「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」、「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」及び「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券として計上しております。これらの証券の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン」が投資対象とする「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2024年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスＪ１Ｃの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日 科目	（2024年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	576,165,675
有価証券（取得価額）	568,898,938
投資にかかる評価損益	7,266,737
銀行預金	9,123,893
配当および未収利息	197,220
未収金	1,731,249
直物為替取引にかかる未収金	7,546,318
設定にかかる未収金	13,574,516
その他資産	2,585
資産計	608,341,456

負債	
当座借越	94,461
未払金	4,035,442
直物為替取引にかかる未払金	7,551,474
解約・分配にかかる未払金	14,416,852
その他負債	828,478
負債計	26,926,707
純資産額	581,414,749
2024年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	2,544,542.861
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	7.94

（2）附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
中国				
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	28,192,500	CNY	16,266,142	2.80
AGRICULTURAL BANK OF CHINA "H"	28,624,000	HKD	12,069,227	2.08
ALIBABA GROUP HOLDING	5,749,928	HKD	51,611,195	8.87
BAIDU	748,936	HKD	9,827,665	1.69
BEIJING KINGSOFT OFFICE SOFTWARE	34,068	CNY	1,409,348	0.24
BYD "H"	102,500	HKD	2,640,278	0.45
CHINA COMMUNICATIONS CONSTRUCTION "H"	15,496,000	HKD	7,306,025	1.26
CHINA CONSTRUCTION BANK "H"	55,024,480	HKD	33,184,335	5.70
CHINA CONSTRUCTIONS BANKBANK	3,576,900	CNY	3,380,200	0.58
CHINA MERCHANTS BANK "H"	1,633,500	HKD	6,459,739	1.11
CHINA MOLYBDENUM	10,080,700	CNY	11,395,350	1.96
CHINA RESOURCES LAND	1,343,500	HKD	4,248,622	0.73
CHINA RESOURCES SANJIU MEDICAL	353,700	CNY	2,580,523	0.44
CHINA TELECOM CORP "H"	35,430,000	HKD	18,967,948	3.26
CHINA YANGTZE POWER	2,250,500	CNY	7,737,850	1.33
CHINASOFT INTERNATIONAL	828,000	HKD	499,353	0.09
CITIC SECURITIES "A"	1,084,100	CNY	2,896,453	0.50
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY	340,962	CNY	8,905,881	1.53
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING	1,364,000	HKD	3,077,799	0.53
INNOVENT BIOLOGICS	1,022,500	HKD	4,925,381	0.85
JIANGSU HENGRUI MEDICINE	925,807	CNY	5,919,313	1.02
KUAISHOU TECHNOLOGY	898,100	HKD	5,628,581	0.97
KWEICHOU MOUTAI	96,254	CNY	22,662,164	3.90
LI AUTO	165,734	HKD	2,568,666	0.44
LUXSHARE PRECISION INDUSTRY	233,775	CNY	962,277	0.17
MAXSCEND MICROELECTRONICS	273,780	CNY	3,806,241	0.65
MEITUAN DIANPING	303,470	HKD	3,753,413	0.65
MIDEA GROUP	611,078	CNY	5,460,213	0.94
NAURA TECHNOLOGY GROUP	138,800	CNY	5,889,847	1.01
NETEASE	1,304,115	HKD	27,127,231	4.67
PING AN INSURANCE	214,000	CNY	1,204,804	0.21
PING AN INSURANCE "H"	1,361,500	HKD	5,749,423	0.99
SHANGHAI SIYUAN ELECTRIC	294,400	CNY	2,371,510	0.41
SHENZHEN ENVICOOL TECHNOLOGY	265,300	CNY	1,118,838	0.19
SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY "A"	550,700	CNY	4,589,262	0.79
SUNGROW POWER SUPPLY	278,250	CNY	3,973,103	0.68
SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP	180,000	HKD	918,807	0.16

TENCENT HOLDINGS	1,485,700	HKD	57,670,547	9.91
TRIP COM GROUP	358,242	HKD	15,800,924	2.72
WILL SEMICONDUCTOR "A"	302,700	CNY	4,125,376	0.71
WUXI BIOLOGICS	658,500	HKD	1,203,170	0.21
XIAOMI	5,618,200	HKD	10,724,646	1.84
ZHEJIANG SANHUA	347,000	CNY	1,152,754	0.20
ZHEJIANG SHUANGHUAN DRIVELINE	847,504	CNY	2,706,403	0.47
ZHONGJI INNOLIGHT	662,500	CNY	14,179,569	2.44
ZIGIN MINING GROUP "A"	2,906,600	CNY	6,474,795	1.11
小計			427,131,191	73.46
香港				
BEIGENE	125,005	HKD	1,518,949	0.26
CHINA MOBILE	1,876,000	HKD	16,035,929	2.76
CHINA RESOURCES ENTERPRISES	518,000	HKD	2,385,999	0.41
CNOOC	10,939,000	HKD	25,326,256	4.36
小計			45,267,133	7.79
ルクセンブルク				
SAMSONITE INTERNATIONAL	311,400	HKD	1,177,729	0.20
小計			1,177,729	0.20
台湾				
HON HAI PRECISION INDUSTRIES	621,000	TWD	3,017,342	0.52
LARGAN PRECISION	26,000	TWD	1,974,159	0.34
MEDIATEK	96,000	TWD	3,479,619	0.60
QUANTA COMPUTER	144,000	TWD	1,259,862	0.22
TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	1,553,000	TWD	37,316,450	6.41
小計			47,047,432	8.09
株式 合計			520,623,485	89.54
預託証書（DR）				
中国				
HUAZHU GROUP	72,781	USD	2,809,347	0.48
PINDUODUO	226,022	USD	26,374,507	4.54
TAL EDUCATION GROUP	494,514	USD	5,677,021	0.98
TENCENT MUSIC ENTERTAINMENT GROUP	164,569	USD	1,857,984	0.32
小計			36,718,859	6.32
預託証書（DR）　合計			36,718,859	6.32
取引所で取引される譲渡可能有価証券　合計			557,342,344	95.86
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
中国				
NEW ORIENTAL EDUCATION AND TECHNOLOGY	2,161,700	HKD	18,823,331	3.24
小計			18,823,331	3.24
株式 合計			18,823,331	3.24
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券　合計			18,823,331	3.24

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価

し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2024年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2025年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,248,966.147
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	ＵＳＤ　10.409

※上記の一口当たり情報は、2025年3月31日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity‐クラスＪ１Ｃ」の状況です。
なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

以下は「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン」が投資対象とする「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2024年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスＪ１Ｃの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日 科目	（2024年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	144,929,276
有価証券（取得価額）	138,637,685
投資にかかる評価損益	6,291,591
銀行預金	2,492,775

配当および未収利息	1,239,091
直物為替取引にかかる未収金	236,700
設定にかかる未収金	732,862
資産計	149,630,704
負債	
当座借越	11,028
直物為替取引にかかる未払金	237,433
解約・分配にかかる未払金	865,896
その他負債	312,211
負債計	1,426,568
純資産額	148,204,136
2024年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,775,338.594
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	11.44

（2）附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
ブラジル				
AMBEV	1,956,700	BRL	4,866,781	3.28
ATACADAO DISTRIBUICAO COMERCIO E INDUSTRIA LTDA	1,259,900	BRL	3,453,332	2.33
B3 SA BRASIL BOLSA BALCAO	2,819,669	BRL	6,765,335	4.56
BANCO BTG PACTUAL	946,000	BRL	6,996,418	4.72
BANCO DO BRASIL	284,100	BRL	3,222,095	2.17
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS	386,000	BRL	3,211,044	2.17
COSAN INDUSTRIA COMERCIO	844,500	BRL	2,711,214	1.83
ENERGISA	283,100	BRL	2,702,304	1.82
GPS PARTICIPACOES E EMPREENDIMENTOS	625,200	BRL	2,561,727	1.73
HAPVIDA PARTICIPACOES E INVESTIMENTOS	2,588,238	BRL	1,944,197	1.31
INTER & CO	308,346	BRL	1,767,944	1.19
JBS	296,700	BRL	1,287,436	0.87
KLABIN	180,700	BRL	903,581	0.61
LOCALIZA RENT A CAR	474,165	BRL	5,212,874	3.52
LOJAS RENNER	504,110	BRL	1,709,052	1.15
NATURA & CO HOLDINGS	374,800	BRL	1,347,784	0.91
NU HOLDINGS	170,906	USD	2,049,163	1.38
PETRO RIO	594,200	BRL	5,749,040	3.88
PETROBRAS	342,800	BRL	2,610,609	1.76
RAIA DROGASIL	226,744	BRL	1,242,085	0.84
REDE D'OR SAO LUIZ	693,100	BRL	3,517,044	2.37
SABESP ON	331,900	BRL	5,642,012	3.81
SUZANO PAPEL E CELULOSE	460,900	BRL	5,889,296	3.97
TIM SA/BRAZIL	814,900	BRL	2,883,175	1.95
TOTVS	777,200	BRL	4,406,496	2.97
VALE	851,233	BRL	10,312,307	6.97
VIBRA ENERGIA	265,400	BRL	1,331,891	0.90
WEG	899,700	BRL	6,907,427	4.66
小計			103,203,663	69.63
米国				
MERCADOLIBRE	1,561	USD	2,364,634	1.60
小計			2,364,634	1.60
株式 合計			105,568,297	71.23
優先株				

ブラジル				
BANCO BRADESCO	3,027,314	BRL	8,690,853	5.86
CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS "B"	514,300	BRL	4,773,577	3.22
GERDAU	886,290	BRL	3,920,141	2.65
ITAU INVESTIMENTOS	1,819,305	BRL	3,805,401	2.57
ITAU UNIBANCO BANCO MULTIPLO	1,184,100	BRL	8,184,887	5.52
PETROBRAS	1,157,899	BRL	8,623,722	5.82
	小計		37,998,581	25.64
優先株　合計			37,998,581	25.64
取引所で取引される譲渡可能有価証券　合計			143,566,878	96.87
投資信託				
ドイツ				
ISHARES MSCI BRAZIL UCITS	34,244	USD	1,362,398	0.92
	小計		1,362,398	0.92
投資信託　合計			1,362,398	0.92

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2024年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2025年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,307,674.704

一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	ＵＳＤ　9.844

※上記の一口当たり情報は、2025年3月31日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity‐クラスＪ１Ｃ」の状況です。
なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

以下は「ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン」が投資対象とする「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドは米ドル建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2024年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。当該投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、ＨＳＢＣインベストメント・ファンズ（ルクセンブルク）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスＪ１Ｃの一口当たり情報につきましては、(3) 一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

対象年月日 科目	（2024年3月31日現在） 金額（米ドル）
資産	
有価証券時価評価額	1,445,188,514
有価証券（取得価額）	884,393,526
投資にかかる評価損益	560,794,988
銀行預金	18,817,933
配当および未収利息	797,840
未収金	688,444
直物為替取引にかかる未収金	2,245,165
設定にかかる未収金	16,537,992
資産計	1,484,275,888
負債	
当座借越	186,272
未払金	385,571
直物為替取引にかかる未払金	2,242,869
解約・分配にかかる未払金	12,658,349
その他負債	55,719,812
負債計	71,192,873
純資産額	1,413,083,015
2024年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	1,609,125.239
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	13.04

(2) 附属明細表

種類／国・地域／銘柄名	数量	通貨	評価額金額（米ドル）	投資比率（%）
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
株式				
インド				
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	279,612	INR	21,311,562	1.51
ASIAN PAINTS	430,859	INR	14,706,368	1.04
AVENUE SUPERMARTS	245,864	INR	13,341,112	0.94
AXIS BANK	3,200,000	INR	40,179,131	2.84
BHARAT ELECTRONICS	8,500,000	INR	20,535,955	1.45
BHARTI AIRTEL	1,250,000	INR	18,413,717	1.30

BLUE STAR	640,903	INR	9,787,694	0.69
CADILA HEALTHCARE	1,500,000	INR	18,117,263	1.28
CONCORD BIOTECH	837,277	INR	15,267,298	1.08
DALMIA BHARAT	732,194	INR	17,050,215	1.21
DELHIVERY	1,200,000	INR	6,410,599	0.45
DLF	5,984,223	INR	64,360,758	4.55
ESCORTS LIMITED	393,489	INR	13,103,168	0.93
EXIDE INDUSTRIES	4,818,281	INR	17,594,286	1.25
FSN E-COMMERCE VENTURES	2,029,622	INR	3,941,096	0.28
GODREJ CONSUMER PRODUCTS	1,000,000	INR	15,009,142	1.06
HCL TECHNOLOGIES	932,028	INR	17,249,265	1.22
HDFC BANK	6,048,510	INR	105,004,499	7.43
HINDUSTAN UNILEVER	862,594	INR	23,419,139	1.66
ICICI BANK	2,337,458	INR	30,641,082	2.17
INDUSIND BANK	1,100,000	INR	20,482,599	1.45
INFOSYS	1,989,039	INR	35,726,505	2.53
JINDAL STAINLESS	1,019,355	INR	8,487,648	0.60
JINDAL STEEL & POWER	3,461,104	INR	35,238,709	2.49
LARSEN & TOUBRO	1,816,873	INR	81,994,285	5.80
LUPIN	1,000,000	INR	19,385,510	1.37
MAHINDRA & MAHINDRA	410,456	INR	9,455,707	0.67
MANKIND PHARMA	485,865	INR	13,403,122	0.95
MARUTI SUZUKI INDIA	159,293	INR	24,065,796	1.70
MULTI COMMODITY EXCHANGE OF INDIA	772,218	INR	31,013,716	2.19
ONGC	12,427,065	INR	39,939,747	2.83
PB FINTECH	1,400,000	INR	18,871,736	1.34
PHOENIX MILLS	723,814	INR	24,150,710	1.71
PI INDUSTRIES	591,818	INR	27,443,850	1.94
RELIANCE INDUSTRIES	3,053,129	INR	108,785,510	7.69
SBI CARDS AND PAYMENT SERVICES	2,788,990	INR	22,824,557	1.62
SBI LIFE INSURANCE	1,200,000	INR	21,585,684	1.53
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	459,895	INR	13,012,322	0.92
STATE BANK OF INDIA	3,000,000	INR	27,062,138	1.92
SUN PHARMACEUTICALS	2,900,000	INR	56,348,372	3.99
SUNDARAM FINANCE	50,000	INR	2,481,161	0.18
TATA CONSULTANCY SERVICE	216,350	INR	10,055,304	0.71
TATA MOTORS	1,929,144	INR	22,963,990	1.63
TATA TECHNOLOGIES	116,905	INR	1,430,572	0.10
TECH MAHINDRA	959,300	INR	14,355,713	1.02
TITAN INDUSTRIES	700,000	INR	31,908,636	2.26
TVS MOTOR COMPANY	500,000	INR	12,900,393	0.91
ULTRATECH CEMENT	296,074	INR	34,608,913	2.45
UNITED SPIRITS	600,000	INR	8,159,827	0.58
VARUN BEVERAGES	582,227	INR	9,763,528	0.69
ZOMATO	15,186,629	INR	33,158,300	2.35
小計			1,306,507,909	92.46
米国				
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	286,438	USD	21,099,023	1.49
小計			21,099,023	1.49
株式 合計			1,327,606,932	93.95
預託証書（DR）				
インド				
HDFC BANK	52,652	USD	2,937,982	0.21
ICICI BANK	2,121,631	USD	56,095,923	3.96
INFOSYS	2,842,234	USD	51,089,156	3.62

	小計		110,123,061	7.79
預託証書（DR）　合計			110,123,061	7.79
取引所で取引される譲渡可能有価証券　合計			1,437,729,993	101.74
投資信託				
アイルランド				
HSBC GLOBAL LIQUIDITY FUND	7,458,521	USD	7,458,521	0.53
	小計		7,458,521	0.53
投資信託　合計			7,458,521	0.53

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

１）財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

２）有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

３）為替換算

「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2024年3月31日時点の為替レートで換算しております。

４）手数料等

①マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

②事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2025年3月31日現在の口数（クラスＪ１Ｃ）	968,008.769
一口当たり純資産額（クラスＪ１Ｃ）	ＵＳＤ　13.224

※上記の一口当たり情報は、2025年3月31日現在における「ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity‐クラスＪ１Ｃ」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	5,624,885,142円
Ⅱ　負債総額	9,103,780円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	5,615,781,362円
Ⅳ　発行済口数	3,516,952,542口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5968円
（1万口当たり純資産額）	（15,968円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（本書提出日現在）

資本金　495百万円

発行可能株式総数　24,000株

発行済株式総数　2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項はありません。

（２）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

②投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる当該事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

２【事業の内容及び営業の概況】

①「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

②2025年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	42	764,862百万円
単位型株式投資信託	3	18,037百万円
合　　計	45	782,899百万円

３【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

（２）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2024年1月1日　至2024年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

（３）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025 年 2 月 28 日

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奈　良　将太朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社の 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社の 2024 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※２	1,851,526	4,840,892
前払費用		－	14,707
未収入金		27,051	25,930
未収委託者報酬		1,568,053	1,567,077
未収運用受託報酬		79,760	86,414
未収収益		107,654	119,465
流動資産合計		3,634,047	6,654,487
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物附属設備		－	510
器具備品		－	795
有形固定資産合計		－	1,305
無形固定資産			
ソフトウェア		3,141	1,841
無形固定資産合計		3,141	1,841
投資その他の資産			
敷金		33,162	33,162
繰延税金資産		199,974	279,544
投資その他の資産合計		233,136	312,706
固定資産合計		236,277	315,853
資産合計		3,870,325	6,970,341
負債の部			
流動負債			
未払金		706,644	690,090
未払費用	※２	847,179	1,697,117
関係会社短期借入金	※２	21,259	20,857
未払消費税等		49,876	355,700
未払法人税等		39,042	690,115
賞与引当金		244,816	253,505
流動負債合計		1,908,818	3,707,387
負債合計		1,908,818	3,707,387
純資産の部			
株主資本			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,342,757	2,644,204
利益剰余金合計		1,466,507	2,767,954
株主資本合計		1,961,507	3,262,954
純資産合計		1,961,507	3,262,954
負債・純資産合計		3,870,325	6,970,341

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	6,005,442	11,223,631
業務受託報酬	396,915	426,132
運用受託報酬	95,887	104,172
営業収益計	6,498,245	11,753,937
営業費用		
支払手数料	2,524,107	4,501,541
広告宣伝費	32,244	52,218
調査費		
調査費	71,293	97,684
委託調査費	1,472,853	2,535,688
調査費計	1,544,147	2,633,372
委託計算費	145,599	162,930
営業雑費		
通信費	4,555	7,186
印刷費	38,908	52,165
協会費	5,967	6,609
諸会費	36	-
営業雑費計	49,467	65,960
営業費用計	4,295,565	7,416,025
一般管理費		
給料		
役員報酬	62,756	70,973
給料・手当	780,960	807,567
退職金	6,186	-
賞与引当金繰入額	238,055	256,398
給料計	1,087,959	1,134,938
交際費	1,417	847
旅費交通費	11,733	22,676
租税公課	15,516	40,808
不動産賃借料	65,607	90,637
固定資産減価償却費	1,299	1,617
弁護士費用等	34,775	34,562
事務委託費	870,118	1,029,133
保険料	8,090	8,672
諸経費	78,629	72,581
一般管理費計	2,175,148	2,436,475
営業利益	27,531	1,901,436
営業外収益		
受取利息	8	7
雑収入	308	-
営業外収益計	316	7
営業外費用		
支払利息	3,419	1,719
為替差損	2,778	2,888
雑損失	137	2,093
営業外費用計	6,335	6,701
経常利益	21,513	1,894,742
特別損失		
固定資産除却損	24	-
特別損失計	24	-
税引前当期純利益	21,488	1,894,742

法人税、住民税及び事業税	31,840	672,866
法人税等調整額	△14,230	△79,570
当期純利益	3,879	1,301,447

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,338,878	1,462,628	1,957,628	1,957,628
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	3,879	3,879	3,879	3,879
当期変動額合計	－	－	3,879	3,879	3,879	3,879
当期末残高	495,000	123,750	1,342,757	1,466,507	1,961,507	1,961,507

当事業年度　（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	123,750	1,342,757	1,466,507	1,961,507	1,961,507
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	1,301,447	1,301,447	1,301,447	1,301,447
当期変動額合計	－	－	1,301,447	1,301,447	1,301,447	1,301,447
当期末残高	495,000	123,750	2,644,204	2,767,954	3,262,954	3,262,954

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備　　５年

器具備品　　４～５年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１） 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２） 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を顧問口座によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３） 業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等に関する注記

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）　等

（１） 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２） 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（３） 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表等の作成に際して行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 （2023年12月31日）		当事業年度 （2024年12月31日）	
建物附属設備	－	千円	90	千円
器具備品	－	千円	227	千円

※２ 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 （2023年12月31日）		当事業年度 （2024年12月31日）	
現金及び預金	1,451,787	千円	3,567,901	千円
未払費用	103,481	千円	101,958	千円
関係会社短期借入金	21,259	千円	20,857	千円

※３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく借入金未実行残高等は、次の通りです。

	前事業年度 （2023年12月31日）		当事業年度 （2024年12月31日）	
当座借越限度額の総額	564,980	千円	631,300	千円
借入実行残高	21,259	千円	20,857	千円
差引額	543,720	千円	610,442	千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	2,100	―	―	2,100

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	―	―	2,100

２．自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

４．配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

（リース取引関係）

両事業年度とも該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

１． 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後１年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後１年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

２． 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額 （単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	1,851,526	－
未収委託者報酬	1,568,053	－
未収運用受託報酬	79,760	－
未収収益	107,654	－
未収入金	27,051	－
合計	3,634,047	－

３． 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

１． 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後１年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後１年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

２．　金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び関係会社短期借入金は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金及び預金	4,840,892	－
未収入金	25,930	－
未収委託者報酬	1,567,077	－
未収運用受託報酬	86,414	－
未収収益	119,465	－
合計	6,639,779	－

３．　金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（退職給付関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

両事業年度とも、該当事項はありません。

（持分法損益等）
両事業年度とも、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
両事業年度とも、該当事項はありません。

（収益認識関係）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
注記「重要な会計方針　3 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）
１．セグメント情報
両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品及びサービスごとの情報
前事業年度（自 2023年1月1日　至 2023年12月31日）　（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	6,005,442	396,915	95,887	6,498,245

当事業年度（自 2024年1月1日　至 2024年12月31日）　（単位：千円）

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	11,223,631	426,132	104,172	11,753,937

（２）地域ごとの情報
①営業収益
前事業年度（自 2023年1月1日　至 2023年12月31日）　（単位：千円）

日本	その他	合計
5,968,170	530,075	6,498,245

当事業年度（自 2024年1月1日　至 2024年12月31日）　（単位：千円）

日本	その他	合計
11,186,763	567,173	11,753,937

②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額ですので地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
HSBC インド・インフラ株式オープン	4,955,939	投資運用業
HSBC インド オープン	2,341,670	投資運用業

当事業年度より、上表にて、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、開示しております。

３． 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

４． 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

５． 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	42,526 千円	39,065 千円
未払費用否認	78,825 千円	129,070 千円
賞与引当金否認	74,962 千円	77,623 千円
未払事業税等	3,660 千円	33,785 千円
繰延税金資産の合計	199,974 千円	279,544 千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2023年12月31日）	当事業年度 （2024年12月31日）
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
（調整）		
住民税均等割	3.8 %	0.0 %
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	43.3 %	0.7 %
その他	4.2 %	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	81.9 %	31.3 %

（関連当事者との取引）

1　関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited　*4	香港	123,948百万香港ドル 7,198百万米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・資金の調達・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入	※	現金及び預金	1,451,787
							*2 資金の借入	※	関係会社短期借入金	21,259
							*3 事務委託等	657,432	未払費用	103,481

当事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited　*4	香港	123,948百万香港ドル 7,198百万米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・資金の調達・事務委託・役員の兼任	*1 資金の預入	※	現金及び預金	3,567,901
							*2 資金の借入	※	関係会社短期借入金	20,857
							*3 事務委託等	719,310	未払費用	101,958

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 短期借入金はすべて当座借越となっております。

*3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	484,088千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	138,734	未払費用	75,801
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*4 業務受託報酬	68,507	未収収益	19,408
							*1 支払投資運用報酬	345,349	未払費用	166,148
							*2 事務委託	50,210		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス クールブヴォア	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	209,220	未収収益	51,900
									未払費用	47,651
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	151,820千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	396,684	未払費用	145,315
同一の親会社	HSBC Services	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,102,503	敷金	33,162

を持つ会社	Japan Limited *3									
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	450,392	未払費用	176,674
同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インドハイデラバード	3,554,678千インドルピー	サービス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	17,960		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツデュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	30,981		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジーセント・ピーター・ポート	100千ポンド	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	11,513	未収収益	11,373
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポール	151,833千シンガポールドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	196,204	未払費用	87,388

当事業年度（自　2024年1月1日　至　2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国ロンドン	484,088千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	195,017	未払費用	110,097
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約・業務委託契約・役員の兼任	*4 業務受託報酬	101,609	未収収益	28,597
							*1 支払投資運用報酬	154,612	未払費用	81,302
							*2 事務委託	90,667		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランスクールブヴォア	8,050千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	138,889	未収収益	33,945
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国ロンドン	151,820千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	383,233	未払費用	135,215
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,217,087	敷金	33,162
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国ニューヨーク	1,002米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	365,095	未払費用	131,788
同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インドハイデラバード	3,554,678千インドルピー	サービス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	19,357		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツデュッセルドルフ	2,600千ユーロ	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	30,940		

同一の親会社を持つ会社	HSBC Management (Guernsey) Limited	ガーンジーセント・ピーター・ポート	100千ポンド	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	19,761	未収収益	11,797
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Singapore) Limited	シンガポール	151,833千シンガポールドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,549,600	未払費用	1,093,869
同一の親会社を持つ会社	HSBC Investment Funds (Luxembourg) SA	ルクセンブルク	2,189千米ドル	投資運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	52,183	未収収益	17,084

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

*4 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited（非上場）

HSBC Asia Holdings Limited（非上場）

HSBC Holdings plc（上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
1株当たり純資産額	934,051.07円	1,553,787.85円
1株当たり当期純利益	1,847.25円	619,736.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 （自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日）
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	3,879	1,301,447
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,879	1,301,447
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン

約　　款

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン
－運用の基本方針－

投資信託約款第23条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主に、ＢＩＣｓ（ブラジル、インド、中国）諸国の株式等を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資します。また、ＢＩＣｓ諸国の株式等を主要投資対象とするＥＴＦ（上場投資信託）にも投資することがあります。
② 上記①の投資信託証券への投資にあたっては、ＢＩＣｓ諸国の株式等をそれぞれ主要投資対象とする投資信託証券に概ね均等に投資します。
③ 投資対象ファンドは、委託者の判断により、適宜見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
⑤ 投資信託証券のほか、コマーシャルペーパーおよび短期国債等に直接投資することがあります。
⑥ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに投資信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 投資信託証券以外への投資は投資信託約款第21条の範囲内で行います。
③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えないものとします。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得することができるものとします。
④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
⑤ 株式への直接投資は行いません。

３．収益分配方針

年1回の決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＨＳＢＣ ＢＩＣｓオープン
約　　款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条　この信託は、証券投資信託であり、ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

[信託事務の委託]

第2条　受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

[信託の目的および金額]

第3条　委託者は、金29,710,802,577円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第4条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第5条　この信託の期間は、信託契約締結日から、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

[受益権の取得申込みの勧誘の種類]

第6条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

[当初の受益者]

第7条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第8条　委託者は、第3条の規定による受益権については29,710,802,577口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法]

第9条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第11条　この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口

座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得無い事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の申込単位および価額]

第13条 委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定める契約を結んだ受益権取得申込者に限り、1口の単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。 なお、取得申込日が別に定める取得申込の受付不可日のいずれかと同日の場合には、受益権の取得申込には応じないものとします。ただし、第43条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時または予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられる、または投資信託財産が毀損するおそれがあると委託者が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込を取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の

減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[無記名式の受益証券の再交付]

第16条　<削除>

[記名式の受益証券の再交付]

第17条　<削除>

[受益証券を毀損した場合等の再交付]

第18条　<削除>

[受益証券の再交付の費用]

第19条　<削除>

[投資の対象とする資産の種類]

第20条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ有価証券

ロ金銭債権

ハ約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

[運用の指図範囲等]

第21条　委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5．コマーシャル・ペーパー

6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

7.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

8．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

9．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10.<削除>

11.外国法人が発行する譲渡性預金証書

12.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

14.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

15.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券または証書のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第7号の証券および第8号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運

用することを指図することができます。
1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品、前条第1号ロからハまでに掲げる特定資産および前条第2号に掲げる資産により運用することの指図ができます。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第22条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関係法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第20条および第21条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②　前項の取扱いは、第26条、第32条、第33条および第34条における委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第23条　委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

[信用リスク集中回避のための投資制限]

第23条の2　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

[同一銘柄の投資信託証券への投資制限]

第24条　委託者は、原則として、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図を行いません。ただし、約款もしくは定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、投資信託財産の純資産総額の100分の50を超えて取得ができるものとします。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第25条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約取引の指図]

第26条　委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[外貨建資産の円換算および予約為替の評価]

第27条　投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

[信託業務の委託等]

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託

者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1．信託財産の保存に係る業務
2．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④　保管費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

[有価証券の保管]

第29条　<削除>

[混蔵寄託]

第30条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

[投資信託財産の登記等および記載等の留保等]

第31条　信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[一部解約の請求および有価証券売却等の指図]

第32条　委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第33条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、投資信託証券の収益分配金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第34条　委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第35条　委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第36条　投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第37条　この信託の計算期間は、原則として毎年9月30日から翌年9月29日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

[投資信託財産に関する報告]

第38条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用等]

第39条　投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②　前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1．投資信託振替制度に係る手数料および費用
2．有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5．投資信託及び投資法人に関する法律第14条に規定する運用状況に係る情報の作成、印刷、交付および提供等に係る費用
6．この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③　委託者は、前項の諸費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④　前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

⑤　第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の額および支弁の方法]

第40条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第41条　投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、第39条に規定する信託事務の諸費用（以下「諸経費」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2．売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第42条　受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第43条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④　一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社また登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦　前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

[受益証券の保護預かり]

第44条　<削除>

[収益分配金および償還金の時効]

第45条　受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第46条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位(別に定める契約に係る受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求受付日が別に定める一部解約の受付不可日のいずれかと同日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受付ないものとします。

③　委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑥　<削除>

⑦　委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。

⑧　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[信託契約の解約]

第47条　委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

[質権口記載または記録の受益権の取り扱い]

第47条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第48条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第49条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第50条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第51条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[投資信託約款の変更]

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の投資信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じて、受託者に対し自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

[運用状況に係る情報の提供]

第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[公告]

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.assetmanagement.hsbc.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

[投資信託約款に関する疑義の取扱い]

第55条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 平成18年12月29日現在の投資信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および第44条ならびに受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年9月30日

委託者 ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

≪付　　表≫

【別に定める投資信託証券】

運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

・ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）

ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity
ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity
ＨＳＢＣ グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity

【別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不可日】

投資信託約款第13条第1項、第46条第2項の「別に定める受付不可日」は次のものをいいます。

・ブラジルの証券取引所の休場日
・インドの証券取引所の休場日
・香港の証券取引所の休場日
・ルクセンブルグの銀行休業日
・イギリスの証券取引所の休場日（半休日を含みます。）